和 鹿 通 信

第 180 号 令和3年6月吉日

顧問先各位

一読推薦者> 経営者 経理担当者

従業員

初鹿会計事務所 (認定経営革新等支援機関)

 $\pm 400-0043$

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885 FAX 055-220-6887

URL https://www.hatsushika-kaikei.com/

新型コロナウイルス関連情報 https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/

月次支援金について

「月次支援金」とは、令和3年4月以降に実施される「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置」に伴う、「飲食 店の休業・時短営業や外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等へ給付金を 支給し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援するものです。

令和3年5月まで実施されていた、「一時支援金」の仕組みを用いることで、事前確認や提出資料の簡略化が図 られています。(「一時支援金」を申請していなくても、条件を満たしていれば申請可能です。)

※以下の情報は令和3年5月18日時点の情報に基づいており、今後改定する可能性がございます。

〈申請期間〉令和3年4月、5月分 : 令和3年6月中下旬~8月中下旬

令和3年6月分 : 令和3年7月1日~8月31日

※原則、対象月の翌月から2カ月間が申請期間です。

〈給付額〉 中小法人等 上限20万円/月 個人事業主等 上限10万円/月

算定式 【平成31年1月~令和2年12月の基準月(※1)の売上-令和3年の対象月(※2)の売上】

※1 基準月: 平成31年1月~令和2年12月における申請対象月と同じ月

※2 対象月 : 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施の影響を受けた月で、基準月と比較し

て売上が50%以上減少した令和3年の月

<給付対象> ①と②を満たせば、業種や地域を問わず給付対象となり得ます。

- ① 令和3年4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時 短営業または外出自粛等の影響を受けていること。
- ② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、措置の影響を受けて月間売上が 平成31年1月~令和2年12月の同じ月と比べて50%以上していること。

◎注意:以下の場合は給付対象とはなりません

- ・地方公共団体から、休業・時短営業の要請に伴う「協力金」を受給できる対象となっている事業者。
- ・(緊急事態措置又はまん延防止等重点措置とは関係なく)売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調 整により対象月の売上が減少している場合。
- ・(緊急事態措置又はまん延防止等重点措置とは関係なく)単に営業日数が少ないことにより対象月の売上 が50%以上減少している場合。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。